



たくましく しなやかに

— 自立登校における通学路の扱いについて —

9月2週目より自立登校がスタートし、1か月が経ちました。お子さんの登下校の様子はいかがでしょうか。改めて自立登校の目的を確認すると、

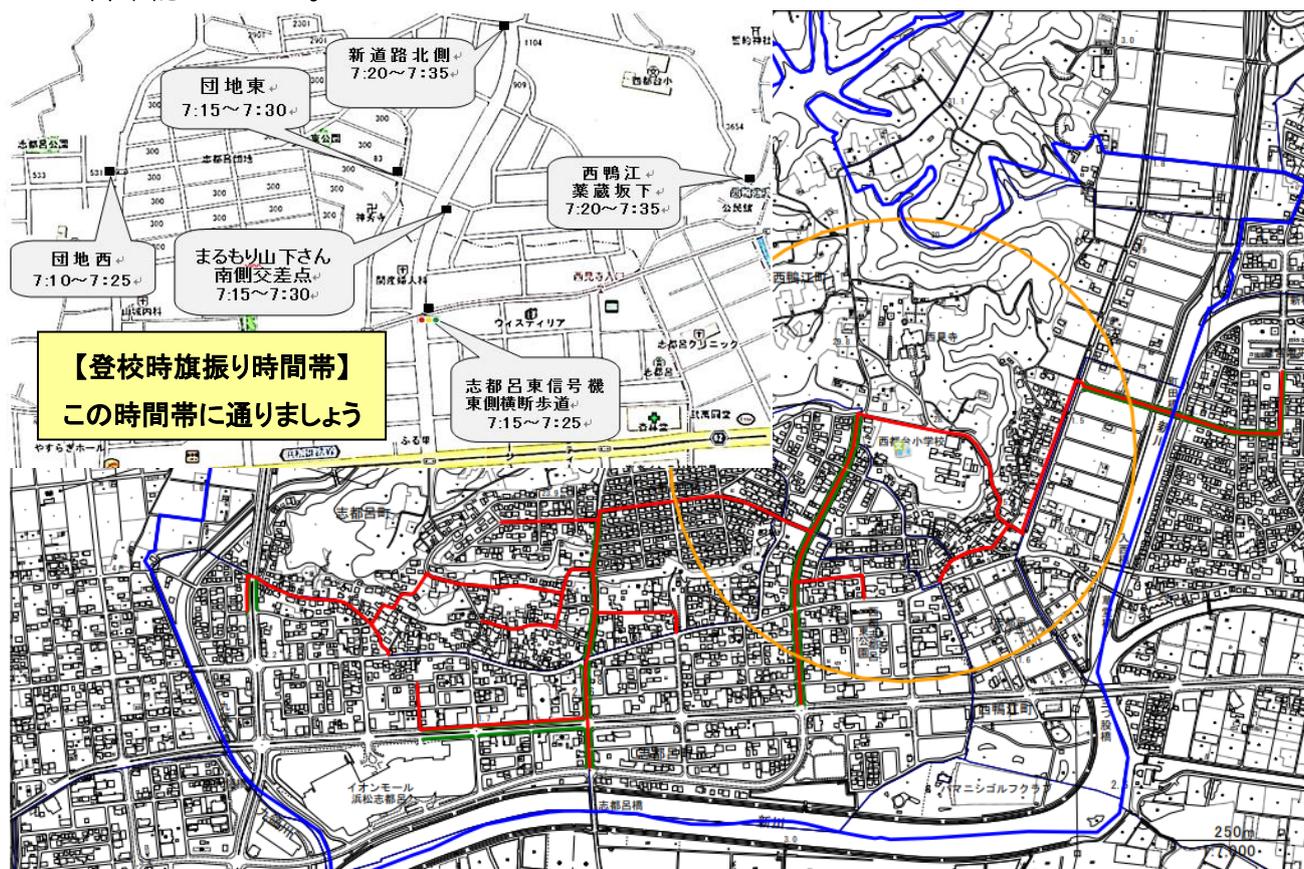
- 交通事故に気を付けながら、安全に登校しようとする意識をもつ。
- 交通事故から、自分の命は自分で守ることができる力を身に付ける。
- 防犯・防災の視点からも、一人一人が安全に登校することができるように備える。

となります。登下校における通学路の扱いについて確認したいというお問い合わせがありましたので、家庭・地域の皆様にも共有させていただきます。

○指定通学路

本校では、子供たちが安全に登下校するために、指定通学路を設けています。(赤線と緑線で示しているものが指定通学路です)

※学校だよりでは白黒印刷となるため、カラー版は西都台小ホームページ又はさくら連絡網にて御確認ください。



旗振りボランティアの方や保護者の旗振り当番の方に立っていただいている場所は、指定通学路となっております。

基本的には、指定通学路を通ることになりますので、なるべく早く指定通学路に合流できる道を御家庭で御確認ください。(確認方法は裏面参照)

－【お願い】自立登校における通学路の確認について－

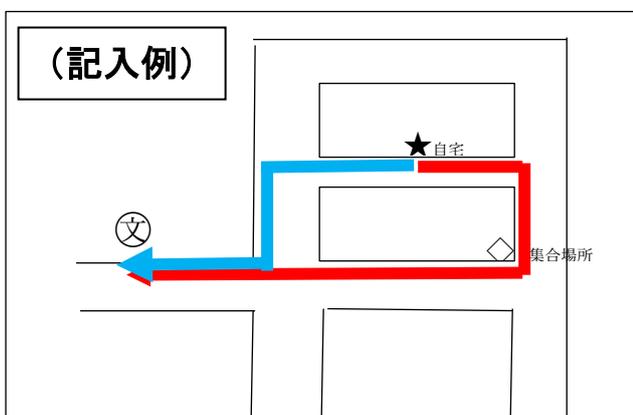
○通学路を決める基本的な考え方

- ・登校：旗振りの方がいる横断歩道を横断することを推奨しています。
 - ※旧雄踏街道の通行は危険を伴いますので、できる限り代替ルートをお検討ください。また、同道の横断については、指定通学路の箇所をお願いします。
 - ※旗振りの時間帯に合わせて横断歩道を通る。【表面参照】
 - ※昇降口には7時40分-7時50分に入るよう、家を出る時刻を確認ください。安全のため、旗振りより前の時間帯に通過することのないように、登校時刻が早すぎないように御配慮ください。
- ・原則、行き帰りのルートは変えない。
 - ⇒登下校中の事故についても、スポーツ振興センター申請対象となりますが、原則決められた通学路を通っていることが必要となります。また、緊急時の安否確認のためにも、通学路のルートを明確にしておく必要があります。
 - ⇒塾、祖父母宅への帰宅等、通常時の下校ルート以外で帰宅する場合には、個別対応させていただきますので、担任まで御連絡ください。

○確認の方法

- ①学校でお預かりしている4月に赤線で御記入いただいている「西都台小学校 地震・津波避難場所」の用紙を、お子さんを通して返却します。
- ②自立登校の場合のルートを御家庭で御確認・御相談いただき、「西都台小学校 地震・津波避難場所」に青線で加筆してください。
 - ※変更がなく加筆の必要が無い場合には、確認のため、「自立登校も同じ」と青字で記入してください。
 - ※通学班のルートと一部変わることがあります。
 - ※兄弟関係がある場合は、御家庭でルートを統一してください。
- ③加筆したものを10月31日（木）までに、担任に御提出ください。

※御不明な点がございましたら、学校（TEL 449-1336）まで御連絡ください。



- (記入例)
- 「西都台小学校 地震・津波避難場所」
- ☑青線で自立登校のルートを記入
 - ☑自立登校のルートも変更が無い場合は「自立登校も同じ」と青字で記入

※学校だよりでは白黒印刷となるため、カラー版は西都台小ホームページ又はさくら連絡網にて御確認ください。

今回決めていただいた自立登校のルートは11月1日(金)よりスタートします。